
地球宇宙平和研究所ニューズレター

IGCP Newsletter No. 1 2002年2月1日

Institute for Global and Cosmic Peace

もくじ

設立総会報告	2
設立趣旨書	2
地球宇宙平和研究所定款	3
2002,2003年度事業計画書、収支予算書	11
確認事項、役員名簿、設立者名簿	18
第1回理事会報告	19
「理事長就任に当たって」中西治理事長	19
「NPOは会員一人ひとりが運営者」佐藤智子副理事長	21
事務局からのお知らせ	22

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 設立総会開催される



2001年12月15日 かながわ県民センター

設立総会報告

2001年12月15日、「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」の設立総会がかながわ県民センターで開催されました。設立時の会員45名のうち40名（うち委任状18名）の参加を得て、成功裡に終えることができました。

総会ではまず、小室金之助さんが議長に選任され、続いて、牧野常夫さんと林亮さんが議事録署名人に選任されました。議長の進行により下記の議案について審議が行われ、満場一致で承認されました。

- 第1号議案 設立趣旨書案承認の件
- 第2号議案 定款（本則）案承認の件
- 第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件
- 第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書承認の件
- 第5号議案 法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3項に該当することの確認の件
- 第6号議案 役員選任の件
- 第7号議案 設立者名簿の確認、設立代表者選定及び設立に当たる必要な手続きの一任、定款附則の承認、法人設立申請の件

なお、設立申請書類は2002年1月28日に神奈川県庁に受理され、現在、認証を待っています。

設立趣旨書

20世紀は科学技術が飛躍的に発展し、大量生産と大量消費の社会をつくりだし、人間の生活を物質的にも精神的にも豊かにしました。しかし他方では、20世紀は「戦争と革命の世紀」と言われるように、この世紀には大量破壊と大量虐殺が行われ、人類は大きな犠牲を払いました。

「21世紀を人道主義と平和の世紀に」という多くの人々の願いにもかかわらず、2001年9月11日に米国で民間旅客機による建物の爆破事件が起こり、多数の犠牲者が出ました。米英両国はこれに対してアフガニスタンを攻撃し、ここでも多くの犠牲者が出ています。人間は再び大きな過ちを犯しています。

1945年に第二次大戦が終わったとき、人々は戦争の惨禍を目の前にして、どのような困難があろうとも、どのように時間がかかろうとも、紛争問題は戦争によってではなく、話し合いによって平和的に解決しなければならないとの教訓を学び取りました。これが国

際連合憲章と日本国憲法を生み出したのです。

ところが、いま暴力に対して暴力で対抗するという悪の循環が始まっています。これを止めないと、人類は再び世界的な大戦争に突き進むこととなります。戦争は国家による最大の暴力行為です。

さらに、人間が生活の利便を求め、自然を破壊し、有害な物質をまき散らした結果、地球の環境が悪化し、地球上の生命体の存在そのものが危機に瀕しています。戦争は国家による最大の自然破壊です。

人間は今こそ宇宙から地球を見直し、地球に住む人間を見直すべきです。そして、どのようにすれば、この地球上で人間が豊かに、幸せに、平和に生活できるのかを考え直すべきです。

現在、地球上には 60 億の人間が住んでいると言われていています。この 60 億の一人ひとりにそれぞれの生活があり、文化があり、歴史があります。この 60 億の人間が仲良く平和に暮らすためには、なによりもまず、お互いによく知りあい、理解しあい、お互いの生活、文化、歴史を尊重しあわなくてはなりません。

私たちの研究所は、地球を宇宙全体の中で位置づけるとともに、地球社会を自然と人間の共生の場として多面的に研究し、その成果を全世界の人々と分かち合いたいと考えています。国際的な文化学術交流を促進し、積極的に平和のための提言もしたいと願っています。

私たちは幸せを求め、平和を願う人々の輪を広げることが、迂遠なようではあるが、もっとも確実な平和確立への道であると考えています。

私たちは人間の幸福と平和をめざして、特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所を設立します。

2001年12月15日

法人の名称 特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所
設立代表者 中西 治

特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地球宇宙平和研究所という。英語では、Institute for Global and Cosmic Peace (IGCP) と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市磯子区洋光台一丁目9番3号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力により、地球社会の平和に関する幅広い分野で研究・教育活動を行うとともに、平和の問題に関心のある個人や団体を対象に研究・教育活動の成果を普及し、また国際的な文化学術交流を推進して、地球と宇宙の平和に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 地球社会の平和に関する、人間を中心とした研究・教育活動

(2) 前号の活動に基づいた情報提供活動

(3) 国際的な文化学術交流

(4) 平和創造のための政策提言

(5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人・団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人・団体

(入会)

第7条 正会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 賛助会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または総会の議決に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および事務局

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 9名以上13名以内
- (2) 監事 1名または2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選により決定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款および総会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前二号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とす

る。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するために、事務局をおく。

2 事務局には、事務局長および職員をおくことができる。

3 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 合併および解散

(3) 事業計画および収支予算に関する事項

(4) 事業報告および収支決算に関する事項

(5) 役員の選任等に関する事項

(6) 入会金、会費に関する事項

(7) 長期借入金に関する事項

(8) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクスまたは電子メールにより、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前二条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファクスまたは電子メールにより、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前二条および次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記する

こと)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第42条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること
- (4) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第46条 この法人の事業報告および収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終

了後3カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く)するときの残余財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中西 治
副理事長	佐藤智子
理事	岩木秀樹
同	王 元
同	汪 鴻祥
同	川崎高志
同	竹田邦彦
同	玉井秀樹
同	徳永雅博
同	林 亮
同	牧野常夫
同	渡邊 宏
監事	小室金之助
同	中西節子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 5000 円 年会費 5000 円
- (2) 賛助会員 入会金 2000 円 年会費 3000 円

2002 年度事業計画書

1 事業活動方針

初年度である 2002 年度は、以下に掲げる平和の問題に関する研究・教育活動、情報提

供活動及び国際的な文化学术交流等を積極的に行い、地球と宇宙の平和に貢献していく。
また合わせて会員をさらに募り、活発な活動を推進する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

研究・教育活動に関する事業

ア、講座事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和と国際関係に関する講座
- ・ 日時：通年、4回
- ・ 場所：かながわ県民活動サポートセンター
- ・ 従事者人数：15人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：50000円

イ、研究会事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和構築のための世界各地の動向研究
- ・ 日時：通年、4回
- ・ 場所：研究所及びかながわ県民活動サポートセンター
- ・ 従事者人数：3人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：10000円

情報提供活動に関する事業

ア、ニュースレターによる情報提供事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和に関するニュースレターによる情報提供
- ・ 日時：2002年6月、12月
- ・ 場所：地球宇宙平和研究所
- ・ 従事者人数：10人
- ・ 対象者：会員及び平和問題に関心を有する個人及び団体、各回100部
- ・ 支出見込額：20000円

国際的な文化学术交流に関する事業

ア、国際文化学术交流事業

- ・ 内容：米国の大学及び研究機関での地球と宇宙の平和に関する講演及び情報交換、図書等の寄贈
- ・ 日時：2002年4月
- ・ 場所：米国の大学、研究機関
- ・ 従事者人数：1人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：10000円

2003年度事業計画書

1 事業活動方針

発足2年目にあたる2003年度も、持続的に研究・教育活動、情報提供活動を行っていき、さらに平和創造のための政策提言等の活動を活発化させ、本法人の充実と拡大をはかっていく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

研究・教育活動事業

ア、講演会事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和と日米関係に関する講演会
- ・ 日時：2003年5月
- ・ 場所：かながわ県民活動サポートセンター
- ・ 従事者人数：15人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：20000円

イ、講座事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和と国際関係に関する講座
- ・ 日時：通年、4回
- ・ 場所：かながわ県民活動サポートセンター
- ・ 従事者人数：15人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：50000円

ウ、研究会事業

- ・ 内容：地球宇宙の平和構築のための世界各地の動向研究
- ・ 日時：通年、4回
- ・ 場所：研究所及びかながわ県民活動サポートセンター
- ・ 従事者人数：3人
- ・ 対象者：会員及び一般の希望者
- ・ 支出見込額：10000円

情報提供活動に関する事業

ア、ニュースレターによる情報提供事業

- ・内容：地球宇宙の平和に関するニュースレターによる情報提供
- ・日時：2002年6月、12月
- ・場所：地球宇宙平和研究所
- ・従事者人数：10人
- ・対象者：会員及び平和問題に関心を有する個人及び団体、各回100部
- ・支出見込額：20000円

イ、ブックレットによる情報提供事業

- ・内容：世界各地の平和の問題に関するブックレットによる情報提供
- ・日時：2003年12月
- ・場所：地球宇宙平和研究所
- ・従事者人数：5人
- ・対象者：会員及び平和問題に関心を有する個人及び団体 100部発行
- ・支出見込額：32000円

国際的な文化学术交流に関する事業

ア、国際文化学术交流事業

- ・内容：日本に招聘された外国人研究者による地球と宇宙の平和に関する講演会及び情報交換
- ・日時：2003年11月
- ・場所：研究所及びかながわ県民活動サポートセンター
- ・従事者人数：15人
- ・対象者：会員及び一般の希望者
- ・支払い見込額：30000円

政策提言に関する事業

ア、政策提言事業

- ・内容：研究者、団体、行政機関等に地球宇宙的視野からの紛争の防止、平和の創造に関する政策提言を行う
- ・日時：年1回
- ・場所：地球宇宙平和研究所
- ・従事者人数：30人
- ・対象者：会員及び平和問題に関心を有する個人および団体
- ・支出見込額：20000円

2002年度収支予算書

成立の日から 2003年3月31日

科 目	金 額	備 考
収入の部		
1 会費・入会金収入		
正会員入会金	300,000 円	5,000 円 × 60 人
年会費	300,000 円	5,000 円 × 60 人
賛助会員入会金	40,000 円	2,000 円 × 20 人
年会費	60,000 円	3,000 円 × 20 人
2 寄付金	800,000 円	
3 助成金	0 円	
4 預金利息	0 円	
当期収入合計(A)	1,500,000 円	
設立準備金	0 円	
収入合計(B)	1,500,000 円	
支出の部		
1 事業費		
研究・教育活動に関する事業費		
ア 講座事業費		
会場費	10,000 円	2,500 円 × 4 回
交通費	40,000 円	10,000 円 × 4 回
イ 研究会事業費		
会場費	10,000 円	2,500 円 × 4 回
情報提供活動に関する事業費		
ア ニュースレターによる情報提供活動事業費		
印刷費	2,000 円	1,000 円 × 2 回
郵送費	18,000 円	90 円 × 100 件 × 2 回
国際的な文化学術交流に関する事業費		
ア 国際文化学術交流事業		
資料費	10,000 円	

2	管理費		
	事務局人件費	720,000 円	30,000 円 × 2 人 × 12 か月
	消耗品費	250,000 円	
	通信費	100,000 円	
	会議費	30,000 円	
3	予備費	100,000 円	
	当期支出合計 (C)	1,290,000 円	
	当期収支差額 (A) - (C)	210,000 円	
	次年度繰越収支差額 (B) - (C)	210,000 円	

2003 年度収支予算書

2003 年 4 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日

科 目	金 額	備 考
収入の部		
1	会費・入会金収入	
	正会員入会金	200,000 円
	年会費	5,000 円 × 40 人
	年会費	500,000 円
	賛助会員入会金	40,000 円
	年会費	2,000 円 × 20 人
	年会費	120,000 円
	年会費	3,000 円 × 40 人
2	寄付金	400,000 円
3	助成金	0 円
4	預金利息	0 円
	当期収入合計 (A)	1,260,000 円
	前期繰越収支差額	210,000 円
	収入合計 (B)	1,470,000 円

支出の部

1 事業費

研究・教育に関する事業費

ア 講演会事業費

会場費 10,000 円

交通費 10,000 円

イ 講座事業費

会場費 10,000 円 2,500 円 × 4 回

交通費 40,000 円 10,000 円 × 4 回

ウ 研究会事業費

会場費 10,000 円 2,500 円 × 4 回

情報提供活動に関する事業費

ア ニュースレターによる情報提供活動事業

印刷費 2,000 円 1,000 円 × 2 回

郵送費 18,000 円 90 円 × 100 件 × 2 回

イ ブックレットによる情報提供活動事業

印刷費 20,000 円

郵送費 12,000 円 120 円 × 100 件

国際的な文化学术交流に関する事業

ア 国際文化学术交流

会場費 10,000 円

交通費 20,000 円

政策提言に関する事業費

ア 政策提言事業

郵送費 20,000 円 100 円 × 200 件

2 管理費

事務局人件費 720,000 円 30,000 円 × 2 人 × 12 か月

消耗品費 50,000 円

通信費 150,000 円

会議費 30,000 円

3 予備費 100,000 円

当期支出合計(C) 1,232,000 円

当期収支差額(A) - (C) 28,000 円

次年度繰越収支差額(B) - (C) 238,000 円

確認事項

当法人は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成13年12月15日に、設立總會において確認しました。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号

その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号

当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

第1回理事会報告

2001年12月15日、「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」の第1回理事会がかながわ県民センターで、9名の理事及び2名の監事が出席し開催されました。そこで理事長に中西治さん、副理事長に佐藤智子さんが互選されました。

理事長就任に当たって 中西治理事長

2002年の新春をお慶び申し上げます

「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所(Institute for Global and Cosmic Peace=IGCP)」の設立総会が45名の設立者の賛同を得て2001年12月15日にかながわ県民センターで開催され、2002年1月28日に神奈川県県民部県民総務室へ法人設立認証の申請を行ないました。県公報による公告、県民総務室での2か月間の縦覧を経て認証を受けたあと、法務局に法人設立登記をし、設立登記完了届を県へ提出することによりすべての手続きが終わり、研究所は正式に発足します。

小室金之助創価大学前学長ご夫妻をはじめ中国の先生方、各界で活躍されている多くの方々が設立者として参加されたことに心から厚く御礼申し上げます。

設立総会で12名の理事と2名の監事が選任され、第一回理事会で理事長に中西治、副理事長に佐藤智子さんが互選されました。そこで理事長就任に当たって設立に至る経緯と私たちの地球宇宙平和研究所がめざす目標について所信を述べたいと思います。

この研究所の淵源は30年前の1971年4月に遡ります。私が1969年から教え始めた神奈川大学の学生が3年生になる段階で私を中心としたゼミナールを開いてもらいたいとの要望を大学当局に出しました。私は当時、非常勤の講師であったにもかかわらず、大学当局は学生のこの希望を入れて、ゼミナールの開設を認めました。私のゼミナールは大学のゼミナールとして理想的な出発をしました。その後、1974年に神奈川大学外国語学部の専任教員となり、1976年にゼミナール発足5周年を記念してゼミナール誌を出すことになりました。

ゼミナール誌の名称をめぐって様々な意見がありましたが、結局、『輩流』ということになりました。この案を出したのは今回、理事に選任された牧野常夫さんでした。『輩流』創刊号には次のような編集後記が編集委員によって書かれています。「 ”輩流” という名のいわれであるが、同じ何かを求めあう目的を持ちあったものが一つ場に集まり、会して議して議して会する、これが同輩である。僕達は通常、孤独であることを忘れて生活している、あるいは自分をごまかして生活している。現実には常に流れ行き、僕達は多種多様の

経験にもまれ、視野は絶えず外界に向いている。同輩は一つ場に集まり、そこで心の安らぎを覚え、そして自分を見つめ、孤独を認識し、自分の中の世界の存在を知る。在学中だけでなく卒業してからもそういう形でのつながりを持ち続けていく。そんな人間と人間の姿を追求してゆきたい願望をこのタイトルにこめて名づけたものだ。」

神奈川大学のゼミナールは私が 1977 年に創価大学に移ったあと一時休ませていただきましたが、1992 年 9 月に私がモスクワ大学で 10 か月間研究するために日本を離れるまで続けました。1978 年 10 月 1 日に私がゼミナールを担当した法政大学、神奈川大学、創価大学の卒業生・在学生在が中心となって「輩流会」が組織されました。1979 年に創価大学の最初のゼミナール生が出した卒業論文集は『輩流』と名付けられました。その時のゼミナール幹事が今回、同じく理事に選任された林亮さんです。その後も創価大学で出された『輩流』は「輩流会」の機関誌的な役割を果たしました。1986 年 12 月 30 日に「輩流会」を基礎として地球と宇宙の平和をめざす国際研究所 (International Institute for Global and Cosmic Peace=IIGCP) が設立されました。この国際研究所は主として研究・出版活動を行なってきましたが、2001 年 10 月 1 日に設立 15 周年を記念して特定非営利活動法人の研究所をつくる準備委員会を発足させました。それからわずか 76 日で設立総会が開かれました。

「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」はこのような前史を持っています。しかし、この研究所はこれまでの国際研究所と目的は同じですが、大きく異なっています。それはこれまでの研究所はゼミナールの同窓生を主たる構成員とした私的な団体でしたが、今度の研究所は公的な団体です。これまでの研究所も世界に広く開かれていましたが、今度の研究所はすべての人々に開くことが法的に義務づけられています。私たちは新しい研究所をこれまでよりも量的にも、質的にも優れたものにしたいと願っています。新しい「特定非営利活動法人 地球宇宙平和研究所」が認証され、正式に発足すると同時に、これまでの国際研究所は発展的に解消します。

地球宇宙平和研究所は地球上に住む 60 億以上の人間の生活、文化、社会、歴史を調べ、その知識を人々に普及します。人間と人間社会を良く知り、その多様性を認め、それを互いに尊重しあうことが人々が平和に生きるための基礎です。地球上で戦争が起こらないようにし、起これば、即座に止めさせ、広がらないようにし、地球上の戦争が宇宙空間に拡大しないように努力します。また、地球上の平和を確立するための方策と組織を提言します。私たちの研究所がめざす平和は地球と宇宙の全体的な調和のとれた平和です。

地球宇宙平和研究所は人間の幸福と平和への灯台の役割を果たしたいと願っています。志を同じくする多くの人々のご参加をお待ちしています。

2002 年 1 月 28 日

中西 治

NPO は会員一人ひとりが運営者 佐藤智子副理事長

1998年12月に特定非営利活動促進法（以下、NPO法）が施行されてから3年余が経過しました。内閣府によると、この間に認証された特定非営利活動法人（以下、NPO法人）は2002年1月18日現在、全国で5,800を超えています。この半年間に限ってみると、毎月200以上のNPO法人が新たに認証されています。そして今後、さらに増えると予想されます。

NPO法は、NPO法人の活動分野として12項目を挙げ（文末の【参考】を参照）、各法人に対し、その12分野のうちいずれの活動を行うか、定款に明記するよう求めています。その8番目に「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」があり、私たちの研究所は、定款第4条に「平和の推進を図る活動」を掲げました。

現在のところ、日本では福祉分野のNPO法人が最も多いと言われています。ちなみに日本NPOセンター（<http://www.jnpoc.ne.jp/>）の「NPO広場」では、2001年9月末までに認証されたNPO法人を検索できます。活動分野「人権・平和」で検索すると、該当するNPO法人が384件あります。一見多そうですが、このうち95%以上は複数の分野を併記しており、「人権・平和」を主たる活動分野とするNPO法人は10%程度です。

また、名は体を表すともいいますので、名称のキーワードで検索してみると、「平和」か「ピース」を名称に含む法人は14件でした。ただし、そのすべてが「平和」を活動分野としているわけではありません。「地球」を名称に含む法人は30件で、その半数以上は環境NPOと思われる。「宇宙」は3件でした。「地球」「宇宙」ともに、「人権・平和」分野の法人はありませんでした。「研究所」と称する法人は104件ありましたが、「人権・平和」分野と明記しているところは1件だけでした。

こうした検索をしながら、他の法人の活動を調べてみますと、NPOが進出できる分野は実に多岐にわたることがわかります。と同時に、私たちの研究所の名称がたいへんユニークなものであることに改めて気づかされます。名称だけでなく、私たちは平和のための研究所型、シンクタンク型のNPOをめざしていますが、そうしたタイプのNPOはきわめて少ないのが現状と言えそうです。私たちはNPOとして、新たな分野を切り開こうとしていると言ってもよいのではないかと思います。

私は、NPOというの一人ひとりの意欲、思索、アイデアなどを形にしていく場ではないかと考えています。NPOは利益の分配をしませんから、会員はいわば「配当なしの出資者」です。けれども、一人ひとりが運営者です。新しいものをつくっていくには、何よりも「人」の力が必要です。研究所の事業について、運営について、どうぞご意見をお聞かせください。また、活動に積極的にご参加くださいますようお願い申し上げます。

当面、私と岩木秀樹理事とで運営の実務面を担当させていただきますが、皆さんの声を事業に反映させていけるよう、よきコーディネーター役を務めることができればと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【参考】NPO法人の活動分野（NPO法より）

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

事務局からのお知らせ

第1回講演会のお知らせ

日時：2002年3月17日（日） 午後3時半より5時まで
場所：横浜駅西口 かながわ県民センター402号室
講師：中西治（地球宇宙平和研究所理事長・創価大学教授）
テーマ：「現在の国内・国際情勢と地球宇宙平和研究所の役割」
費用：無料（会員の方以外でもどなたでも参加できます）

* 講演会終了後、簡単な懇親会を行います。どなたでも参加できますのでよろしくお願いたします。

5時半より、かながわ県民センター向かいのTSプラザビルB1 いろはにほへと 横浜鶴屋町店（電話 045-290-1682）で行い、費用は4000円ほどです。

* 講演会及び懇親会の出欠の確認を次ページの事務局までご連絡ください。

第2回理事会のお知らせ

第2回理事会を、2002年3月17日（日）に午後2時より、かながわ県民センター402号室において開催いたします。お忙しいとは存じますが、役員の方はご出席くださいますようお願いいたします。議題等は追ってご連絡いたします。

地球宇宙平和研究所入会のご案内

当研究所の趣旨に賛同し、入会される方を広く募集いたしております。会員の方もご友人、ご家族等に紹介していただければ幸いです。入会希望の方は同封した入会申込書を郵送またはファックスで中西治理事長までお知らせいただき、入会金及び会費をお振り込みいただきたいと思います。ご連絡は次ページの事務局までお知らせいただいても結構です。

中西治理事長の連絡先：235-0045 横浜市磯子区洋光台1-9-3
ファックス 045-831-0005

会員へのご連絡

2002年1月28日に神奈川県県民部県民総務室へ特定非営利活動法人設立認証の申請を行いました。県公報による公告、県民総務室での2ヶ月間の縦覧を経て認証を受けた後、法務局に法人設立登記をして、設立登記完了届けを県へ提出して全ての手続きは完了し、法人は正式に発足します。様々のご協力有り難うございました。

会員への今後の連絡は基本的にはメールで行います。尚ご夫妻で別々のメールアドレスをお持ちの場合は別々に送り、一つの場合はご夫妻の名前を連記して送ります。また葉書や封書も、連名で送付するようにいたします。ご了承ください。

研究所のロゴマークを公募いたしております。研究所の趣旨にふさわしい斬新なものを、事務局までお知らせください。

また講座や研究会、今後の研究所の運営等について、会員の皆様からのご意見ご要望をお寄せください。

事務局体制

事務局は佐藤智子副理事長と岩木秀樹理事が行っています。ご連絡等は以下までお寄せください。

佐藤智子 電話・ファックス：0424-69-3008

メール：JBA02121@nifty.ne.jp

岩木秀樹 電話・ファックス：0426-54-2356

メール：hiiwaki@f4.dion.ne.jp

地球宇宙平和研究所ニュースレター No. 1 (2002年2月)

発行人 中西 治

発行所 地球宇宙平和研究所

〒 235-0045

神奈川県横浜市磯子区洋光台 1-9-3

発行 2002年2月1日

編集人 佐藤智子 岩木秀樹